

●香川県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年1月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 砂 災 害 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
三木町大字朝倉	乃生（Ⅱ-1136）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	下吉谷（2）__1（Ⅲ-2954）	〃	〃
〃	下吉谷（2）__2（Ⅲ-2954）	〃	〃
〃	上吉谷__1（Ⅲ-2955）	〃	〃
〃	上吉谷__2（Ⅲ-2955）	〃	〃
〃	下吉谷（1）（Ⅲ-2956）	〃	〃
〃	中吉谷__1（Ⅲ-2957）	〃	〃
〃	中吉谷__2（Ⅲ-2957）	〃	〃
〃	中吉谷__3（Ⅲ-2957）	〃	〃
〃	中吉谷__4（Ⅲ-2957）	〃	〃
〃	大畑（Ⅲ-2958）	〃	〃
三木町大字奥山	五区（2）（Ⅱ-1112）	〃	〃
〃	五区（1）__1（Ⅱ-1113）	〃	〃
〃	五区（1）__2（Ⅱ-1113）	〃	〃
〃	五区（1）__3（Ⅱ-1113）	〃	〃
〃	五区（4）（Ⅲ-2947）	〃	〃
三木町大字鹿庭	三区（Ⅰ-15）	〃	〃
〃	四区（1）（Ⅱ-1111）	〃	〃
〃	天満__1（Ⅱ-1115）	〃	〃
〃	天満__2（Ⅱ-1115）	〃	〃
〃	二区（Ⅱ-1116）	〃	〃
〃	四区（3）__1（Ⅱ-1120）	〃	〃
〃	四区（3）__2（Ⅱ-1120）	〃	〃
〃	二区（3）（Ⅲ-817）	〃	〃
〃	四区（4）（Ⅲ-818）	〃	〃
三木町大字小蓑	足田打__1（Ⅱ-1130）	〃	〃
〃	足田打__2（Ⅱ-1130）	〃	〃
〃	二ノ坂（1）__1（Ⅱ-1142）	〃	〃
〃	二ノ坂（1）__2（Ⅱ-1142）	〃	〃
〃	二ノ坂（2）__1（Ⅱ-1144）	〃	〃

〃	二ノ坂 (2) __2 (II-1144)	〃	〃
三木町大字田中	宮尾西 (II-1143)	〃	〃
三木町大字朝倉	大畑西川 (17-1-I)	土石流	〃
〃	中連川① (17-2-I)	〃	〃
〃	中連川② (17-3-I)	〃	〃
〃	中連川③ (17-4-I)	〃	〃
〃	乃生川① (17-5-I)	〃	〃
〃	乃生川② (17-6-I)	〃	〃
〃	嶽川 (17-13-I)	〃	〃
〃	本村川 (17-1-II)	〃	〃
〃	大畑西川 (17-2-II)	〃	〃
〃	二ノ坂西中川 (17-4-II)	〃	〃
〃	二ノ坂西上川 (17-5-II)	〃	〃
〃	大畑下川 (17-11-II)	〃	〃
三木町大字奥山	新川西下川 (17-28-II)	〃	〃
〃	新川南川② (17-30-II)	〃	〃
〃	新川南川③ (17-31-II)	〃	〃
〃	新川南下川① (17-32-II)	〃	〃
〃	新川南下川③ (17-34-II)	〃	〃
三木町大字鹿庭	東鍛冶川 (17-14-I-1)	〃	〃
〃	東鍛冶川 (17-14-I-2)	〃	〃
〃	東鍛冶川 (17-14-I-3)	〃	〃
〃	東鍛冶川 (17-14-I-4)	〃	〃
〃	氏の宮北川① (17-15-I)	〃	〃
〃	氏の宮北川② (17-16-I)	〃	〃
〃	氏の宮北川③ (17-17-I)	〃	〃
〃	氏の宮北川④ (17-18-I)	〃	〃
〃	氏の宮北川⑤ (17-19-I)	〃	〃
〃	氏の宮上川 (17-20-I)	〃	〃
〃	氏の宮中川 (17-21-I)	〃	〃
〃	氏の宮下川 (17-22-I-1)	〃	〃
〃	氏の宮下川 (17-22-I-2)	〃	〃
〃	氏の宮南川 (17-23-I)	〃	〃
〃	氏の宮東上川① (17-24-I)	〃	〃
〃	氏の宮東上川② (17-25-I-1)	〃	〃
〃	氏の宮東上川② (17-25-I-2)	〃	〃
〃	氏の宮東上川③ (17-26-I-1)	〃	〃
〃	氏の宮東上川③ (17-26-I-2)	〃	〃
〃	氏の宮東上川③ (17-26-I-3)	〃	〃
〃	氏の宮東上川③ (17-26-I-4)	〃	〃

〃	氏の宮東上川④ (17-27-I)	〃	〃
〃	氏の宮東上川⑤ (17-28-I)	〃	〃
〃	新川西上川 (17-31-I)	〃	〃
〃	新川西中川 (17-32-I)	〃	〃
〃	新川南川① (17-33-I)	〃	〃
〃	新川南川② (17-34-I)	〃	〃
〃	新川東中川 (17-35-I)	〃	〃
〃	新川東上川 (17-36-I)	〃	〃
〃	新川北川 (17-37-I)	〃	〃
〃	葛尾東上川 (17-38-I)	〃	〃
〃	葛尾東下川 (17-39-I)	〃	〃
〃	左直谷下川 (17-40-I)	〃	〃
〃	左直谷上川 (17-41-I-1)	〃	〃
〃	左直谷上川 (17-41-I-2)	〃	〃
〃	出作川 (17-42-I)	〃	〃
〃	出水川 (17-18-II)	〃	〃
〃	上鍛冶東川 (17-20-II)	〃	〃
〃	上鍛冶川 (17-21-II-1)	〃	〃
〃	上鍛冶川 (17-21-II-2)	〃	〃
〃	上鍛冶川 (17-21-II-3)	〃	〃
〃	北鍛冶川 (17-22-II)	〃	〃
〃	下鍛冶川 (17-23-II)	〃	〃
〃	北鍛冶川二の谷 (17-24-II)	〃	〃
〃	北鍛冶川三の谷 (17-25-II)	〃	〃
〃	鴻の池上川 (17-27-II)	〃	〃
〃	新川南川① (17-29-II)	〃	〃
〃	新川南下川② (17-33-II)	〃	〃
〃	天満川 (17-35-II)	〃	〃
〃	横井上川 (17-36-II)	〃	〃
〃	横井下川 (17-37-II)	〃	〃
三木町大字小菘	足田打南川① (17-7-I)	〃	〃
〃	足田打南川② (17-8-I)	〃	〃
〃	足田打南川③ (17-9-I-1)	〃	〃
〃	足田打南川③ (17-9-I-2)	〃	〃
〃	足田打南川④ (17-10-I)	〃	〃
〃	足田打南川⑤ (17-11-I)	〃	〃
〃	足田打南川⑥ (17-12-I)	〃	〃
〃	二ノ坂西下川 (17-3-II)	〃	〃
〃	二ノ坂上川 (17-6-II)	〃	〃
〃	二ノ坂東上川 (17-7-II)	〃	〃

〃	二ノ坂東中川 (17-8-II)	〃	〃
〃	二ノ坂東下川 (17-9-II)	〃	〃
〃	二ノ坂下川 (17-10-II)	〃	〃
〃	足田打北川 (17-12-II)	〃	〃
〃	足田打中川 (17-13-II)	〃	〃
〃	足田打上川 (17-14-II)	〃	〃
〃	足田打下川 (17-15-II)	〃	〃
〃	小川下川 (17-16-II)	〃	〃
〃	小川下東川 (17-17-II-1)	〃	〃
〃	小川下東川 (17-17-II-2)	〃	〃

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
所 在 地	区 域 の 名 称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
三木町大字朝倉	乃生 (II-1136)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
〃	下吉谷 (2) __1 (III-2954)	〃	〃
〃	下吉谷 (2) __2 (III-2954)	〃	〃
〃	上吉谷__1 (III-2955)	〃	〃
〃	上吉谷__2 (III-2955)	〃	〃
〃	下吉谷 (1) (III-2956)	〃	〃
〃	中吉谷__1 (III-2957)	〃	〃
〃	中吉谷__2 (III-2957)	〃	〃
〃	中吉谷__3 (III-2957)	〃	〃
〃	中吉谷__4 (III-2957)	〃	〃
〃	大畑 (III-2958)	〃	〃
三木町大字奥山	五区 (2) (II-1112)	〃	〃
〃	五区 (1) __1 (II-1113)	〃	〃
〃	五区 (1) __2 (II-1113)	〃	〃
〃	五区 (1) __3 (II-1113)	〃	〃
〃	五区 (4) (III-2947)	〃	〃
三木町大字鹿庭	三区 (I-15)	〃	〃

〃	四区(1) (Ⅱ-1111)	〃	〃
〃	天満_1 (Ⅱ-1115)	〃	〃
〃	天満_2 (Ⅱ-1115)	〃	〃
〃	二区 (Ⅱ-1116)	〃	〃
〃	四区(3) _1 (Ⅱ-1120)	〃	〃
〃	四区(3) _2 (Ⅱ-1120)	〃	〃
〃	二区(3) (Ⅲ-817)	〃	〃
〃	四区(4) (Ⅲ-818)	〃	〃
三木町大字小叢	足田打_1 (Ⅱ-1130)	〃	〃
〃	足田打_2 (Ⅱ-1130)	〃	〃
〃	二ノ坂(1) _1 (Ⅱ-1142)	〃	〃
〃	二ノ坂(1) _2 (Ⅱ-1142)	〃	〃
〃	二ノ坂(2) _1 (Ⅱ-1144)	〃	〃
〃	二ノ坂(2) _2 (Ⅱ-1144)	〃	〃
三木町大字田中	宮尾西 (Ⅱ-1143)	〃	〃
三木町大字朝倉	大畑西川 (17-1-I)	土石流	〃
〃	中連川① (17-2-I)	〃	〃
〃	中連川② (17-3-I)	〃	〃
〃	中連川③ (17-4-I)	〃	〃
〃	乃生川① (17-5-I)	〃	〃
〃	乃生川② (17-6-I)	〃	〃
〃	嶽川 (17-13-I)	〃	〃
〃	本村川 (17-1-II)	〃	〃
〃	大畑西川 (17-2-II)	〃	〃
〃	二ノ坂西中川 (17-4-II)	〃	〃
〃	二ノ坂西上川 (17-5-II)	〃	〃
〃	大畑下川 (17-11-II)	〃	〃
三木町大字奥山	新川西下川 (17-28-II)	〃	〃
〃	新川南川② (17-30-II)	〃	〃
〃	新川南川③ (17-31-II)	〃	〃
〃	新川南下川① (17-32-II)	〃	〃
〃	新川南下川③ (17-34-II)	〃	〃
三木町大字鹿庭	東鍛冶川 (17-14-I-1)	〃	〃
〃	東鍛冶川 (17-14-I-2)	〃	〃
〃	東鍛冶川 (17-14-I-3)	〃	〃
〃	東鍛冶川 (17-14-I-4)	〃	〃
〃	氏の宮北川① (17-15-I)	〃	〃
〃	氏の宮北川② (17-16-I)	〃	〃
〃	氏の宮北川④ (17-18-I)	〃	〃
〃	氏の宮北川⑤ (17-19-I)	〃	〃

〃	氏の宮上川 (17-20-I)	〃	〃
〃	氏の宮中川 (17-21-I)	〃	〃
〃	氏の宮下川 (17-22-I-1)	〃	〃
〃	氏の宮下川 (17-22-I-2)	〃	〃
〃	氏の宮南川 (17-23-I)	〃	〃
〃	氏の宮東上川① (17-24-I)	〃	〃
〃	氏の宮東上川② (17-25-I-1)	〃	〃
〃	氏の宮東上川② (17-25-I-2)	〃	〃
〃	氏の宮東上川③ (17-26-I-1)	〃	〃
〃	氏の宮東上川③ (17-26-I-2)	〃	〃
〃	氏の宮東上川③ (17-26-I-3)	〃	〃
〃	氏の宮東上川③ (17-26-I-4)	〃	〃
〃	氏の宮東上川④ (17-27-I)	〃	〃
〃	氏の宮東上川⑤ (17-28-I)	〃	〃
〃	新川西上川 (17-31-I)	〃	〃
〃	新川西中川 (17-32-I)	〃	〃
〃	新川南川① (17-33-I)	〃	〃
〃	新川南川② (17-34-I)	〃	〃
〃	新川東上川 (17-36-I)	〃	〃
〃	新川北川 (17-37-I)	〃	〃
〃	葛尾東上川 (17-38-I)	〃	〃
〃	葛尾東下川 (17-39-I)	〃	〃
〃	左直谷上川 (17-41-I-1)	〃	〃
〃	左直谷上川 (17-41-I-2)	〃	〃
〃	出作川 (17-42-I)	〃	〃
〃	上鍛冶東川 (17-20-II)	〃	〃
〃	上鍛冶川 (17-21-II-1)	〃	〃
〃	上鍛冶川 (17-21-II-2)	〃	〃
〃	上鍛冶川 (17-21-II-3)	〃	〃
〃	北鍛冶川 (17-22-II)	〃	〃
〃	下鍛冶川 (17-23-II)	〃	〃
〃	北鍛冶川二の谷 (17-24-II)	〃	〃
〃	北鍛冶川三の谷 (17-25-II)	〃	〃
〃	鴻の池上川 (17-27-II)	〃	〃
〃	新川南川① (17-29-II)	〃	〃
〃	新川南下川② (17-33-II)	〃	〃
〃	横井下川 (17-37-II)	〃	〃
三木町大字小蓑	足田打南川② (17-8-I)	〃	〃
〃	足田打南川③ (17-9-I-1)	〃	〃
〃	足田打南川③ (17-9-I-2)	〃	〃

〃	足田打南川④ (17-10-I)	〃	〃
〃	足田打南川⑤ (17-11-I)	〃	〃
〃	足田打南川⑥ (17-12-I)	〃	〃
〃	二ノ坂西下川 (17-3-II)	〃	〃
〃	二ノ坂上川 (17-6-II)	〃	〃
〃	二ノ坂東上川 (17-7-II)	〃	〃
〃	二ノ坂東中川 (17-8-II)	〃	〃
〃	二ノ坂東下川 (17-9-II)	〃	〃
〃	二ノ坂下川 (17-10-II)	〃	〃
〃	足田打北川 (17-12-II)	〃	〃
〃	足田打中川 (17-13-II)	〃	〃
〃	足田打上川 (17-14-II)	〃	〃
〃	小川下川 (17-16-II)	〃	〃
〃	小川下東川 (17-17-II-1)	〃	〃
〃	小川下東川 (17-17-II-2)	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所及び三木町総務課に備え置いて縦覧に供する。)